

# 貸金業法が

大きく  
変わります！

あなたは  
大丈夫ですか？



大きく



消費者金融などを利用する方は必読！  
借り入れのルールが大きく変わります！



金融庁・消費者庁

# あなたは、大丈夫ですか？

給料日前だというのに、  
部長から  
ゴルフに誘われて  
しました。



会社の帰り道、  
消費者金融のATMに  
寄りました。

お客様は、  
年収を証明する  
書類を  
ご提出いただいて  
いないようです。



③

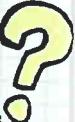
# あなたは、大丈夫ですか？

改正貸金業法に関する  
「よくあるご質問」は、**中面へ**  
こちらをご覧ください。



# 総量規制Q&A

**Q1.** これまできちんと返済してきたのに、どうして急に借りられなくなったのでしょうか？



**A1.** 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、法律(貸金業法)が変わりました。

このため、「年収の3分の1」を超える新規の借入れはできなくなります。また、借入れの金額によっては、年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

**Q2.** 「年収を証明する書類」って何ですか？

**A2.** 1年間の収入がわかるような書類です。例えば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」などです。



**Q3.** 誰もが「年収を証明する書類」を提出しなければならないのですか？

**A3.** ①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合  
②他の貸金業者から借りている分も合わせて、  
合計100万円を超えて借りる場合  
のどちらかに当てはまれば、提出が必要です。

**Q4.** 専業主婦(主夫)の場合は、どうすればよいですか。

**A4.** 配偶者の同意を得て借入れをすることができる場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要です。



改正貸金業法に関する「よくあるご質問」を、  
ご紹介します。

**Q5.** 「年収の3分の1」を超える借入れがあると、超えている分をすぐに返さないといけないのでですか？

**A5.** いいえ、契約のとおり返済すれば問題ありません。ただし、「年収の3分の1」を超える新規の借入れはできません。

**Q6.** 1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればよいのですか？

**A6.** いいえ。数社から借りている場合は、その借入れの合計が「年収の3分の1」以内であることが必要です。



**Q7.** 銀行からの借入れも合わせると「年収の3分の1」を超えてしまいます。

**A7.** 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など、**貸金業者以外**からの借入れは、含みません。

貸金業者からの借入れの合計が「年収の3分の1」以内かどうかで判断されます。

**Q8.** クレジットカードで買い物をした分も合わせて「年収の3分の1」以内でないといけないのでですか？

**A8.** クレジットカードで**買い物をした分**は、含みません。



ただし、クレジットカードで**現金を借りた分(キャッシング)**は、**貸金業者**からの借入れに当たりますので、それも合わせて「年収の3分の1」以内である必要があります。

# 改正貸金業法の概要

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借り入れについて定めている法律のことです。

この貸金業法が、大きく変わります。

利用者の皆さんのが安心して借りられるように、次の点が変わることとなりました。



## 1 総量規制

### 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- 年収の3分の1を超える額の新規の借り入れができなくなります。
- 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。



## 2 上限金利の引下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げられます。



## 3 貸金業者に対する規制も厳しく

- 法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

## 重要なポイント

- 借入れは年収の3分の1まで
- 借入れには年収の証明が必要
- ヤミ金融からは絶対に借りないで！  
(無登録の業者など)
- 困ったら、あせらないで、まず相談

# 困ったときの相談窓口

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないで、無料の相談窓口にお電話を。

## 財務局の多重債務相談窓口

- ・ 北海道財務局 ..... 011-807-5145
- ・ 東北財務局 ..... 022-266-5703
- ・ 関東財務局 ..... 048-600-1113
- ・ 北陸財務局 ..... 076-292-7951
- ・ 東海財務局 ..... 052-951-1764
- ・ 近畿財務局 ..... 06-6949-6875
- ・ 中国財務局 ..... 082-221-9206
- ・ 四国財務局 ..... 087-831-2155
- ・ 九州財務局 ..... 096-351-0150
- ・ 福岡財務支局 ..... 092-411-7291
- ・ 沖縄総合事務局 ..... 098-866-5070

## 地方自治体の消費生活相談窓口

- ・ 消費者ホットライン ..... 0570-064-370

※ 身近な消費生活相談窓口をご案内します。

## 法テラス

- ・ 法テラス コールセンター --- 0570-078374

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、■ 無料法律相談  
■ 弁護士・司法書士費用の立替えを行います。利用には、収入等が一定額以下であるなどの条件を満たすことが必要です。

## 日本貸金業協会

- ・ 日本貸金業協会 相談センター --- 0570-051-051

## (財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・ 東京センター ..... 03-3226-0121

最寄りの弁護士会・司法書士会でも相談できます。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。

[www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/)